

<一般委託>

追浜中学校前花壇ほか1か所整備業務(一般委託)仕様書

追浜中学校前花壇ほか1か所整備業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、当該花壇の草刈、施肥及び土壌改良等を施行するものである。
2	履行期間	契約の日から令和2年12月16日まで
3	施行場所	横須賀市夏島町12番地先ほか1か所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	本業務労務単価は令和2年3月単価です。それ以外の資材費等は1月改定単価を採用しています。
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は、前期・後期の2回払いで、各回業務終了後、受託者の請求により精算する。ただし、前期の支払額に一元未満の端数を生じた時は、後期で精算するものとする。
10	業務委託成績評価	対象 ・ <input type="checkbox"/> 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	環境政策部公園管理課 担当 中田 喜吉 電話822-8334(直通)、(内線2751)

<指示又は希望事項>	
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>

## 追浜中学校前花壇ほか1か所整備業務内容

- 1 業務概要 本業務は、当該花壇の草刈・土壌改良・施肥・耕起耕耘を施し畑を造るものである。完了後は地域ボランティアによる花の育成を春と秋に行う。

花壇面積	追浜中学校前花壇	385 m <sup>2</sup>
	夏島貝塚通り沿い花壇	285 m <sup>2</sup>
	合計	670 m <sup>2</sup>

- 2 業務内容【前期（6月～7月末）・後期共通（10月～11月末）】

①機械除草（肩掛け式）

機械除草を行う。草刈・集草・積込・運搬・処分を含む。

②施肥（元肥）

草刈処理後、本市が支給する肥料等を指定場所で受け取り、均一に散布する。

③耕起・耕耘（耕耘機0.4t級）

肥料等散布後、耕耘機（0.4t級）で3回耕起・耕耘する。平均耕耘の深さ20cm。耕耘後、球根・根・ゴロ土やゴミ等を除去の上、花壇の表面を均一に均すこと。

※前期業務 (6月～7月末)

- |                    |                              |                    |
|--------------------|------------------------------|--------------------|
| ① 機械除草 (肩掛け式) : 1回 |                              | 670 m <sup>2</sup> |
| ② 施肥 (元肥)          |                              | 670 m <sup>2</sup> |
| ・肥料                | m <sup>2</sup> @ 0.03 kg を散布 |                    |
| ・苦土石灰              | m <sup>2</sup> @ 0.1 kg を散布  |                    |
| ・堆肥等               | m <sup>2</sup> @ 1.5 kg を散布  |                    |
| ・土壤改良材             | m <sup>2</sup> @ 0.6 kg を散布  |                    |
| ③ 耕起・耕耘 (耕耘機0.4t級) |                              | 670 m <sup>2</sup> |

※後期業務 (10月～11月末)

- |                    |                             |                    |
|--------------------|-----------------------------|--------------------|
| ① 機械除草 (肩掛け式) : 1回 |                             | 670 m <sup>2</sup> |
| ② 施肥 (元肥)          |                             | 670 m <sup>2</sup> |
| ・肥料                | m <sup>2</sup> @ 0.1 kg を散布 |                    |
| ・堆肥等               | m <sup>2</sup> @ 1.5 kg を散布 |                    |
| ・土壤改良材             | m <sup>2</sup> @ 0.6 kg を散布 |                    |
| ③ 耕起・耕耘 (耕耘機0.4t級) |                             | 670 m <sup>2</sup> |

### 3 一般事項

- (1) 業務施行にあたり、業務計画書を提出し監督員の承認を得ること。  
業務計画内容を変更する時は、監督員と協議し変更内容を文書で提出すること。
- (2) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。
- (3) 花壇管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、業務に取り組むこと。
- (4) 業務作業時には、通行者等の安全には十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置するとともに監督員に速やかに報告すること。
- (5) 当該花壇で発生したゴミや抜き取った草花等は、横須賀ごみ処理施設「エコミル」に2人以上で搬入し適正に処理すること。  
ゴミを運搬処理する際、ゴミ等を散乱させないように十分に注意すること。  
なお、持込料は本契約に含まれる。
- (6) 下請負者について、必要とする場合は本市の承諾を得ること。
- (7) 作業予定に変更を生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。
- (8) 本業務に用いる機械器具および消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (9) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (10) 写真は、各作業の施工前、施工中、施工後の写真を撮ること。
- (11) 本仕様書に明記ない事項で、疑義を生じた場合は、監督員と協議し、遺漏のないよう施工すること。

# 位置図

